

登記事項証明書等、登記手数料の改定

平成23年4月1日より、登記事項証明書等の交付請求の手数料が改定され、またオンライン申請により請求した証明書等を窓口で受取ることが出来るようになりました。

注. オンライン請求をするには、そのためのパソコン環境が必要になります。

詳しくは法務省のホームページより、オンライン申請システムの案内をご覧ください。

登記事項証明書等の**手数料は**、交付の方法により次のように区分されます。

手数料	証明書	※1 窓口交付	※2 オンライン請求・送付	※3 オンライン請求・窓口交付
不動産登記	登記事項証明書 ※4	(改定前 1000 円) 700 円	(改定前 700 円) 570 円	(新設) 550 円
	要約書 ※4	500 円	—	—
	公図・地積測量図・建物図面	500 円	500 円	(新設) 500 円
商業・法人 登記	登記事項証明書 ※4 (履歴事項証明書) (現在事項全部証明書) (代表者事項証明書)	(改定前 1000 円) 700 円	(改定前 700 円) 570 円	(新設) 550 円
	印鑑証明書	500 円	(改定前 500 円) 460 円	(新設) 440 円
後見登記	登記事項証明書 ※4	(改定前 800 円) 550 円	(改定前 490 円) 380 円	(新設) 380 円

※1 管轄登記所に直接提出する方法

また、郵送により申請し、郵送により返送受ける事も出来ます。

※2 オンライン申請により請求した証明書を郵送で受取る方法

※3 オンライン申請により請求した証明書を窓口で受取る方法（新設）

※4 証明書等の枚数が、50枚を超える場合には、その超える枚数50枚ごとに登記事項証明書は100円、要約書は50円が加算されます。

ほかにも、動産譲渡登記及び債権譲渡登記などに関する証明書の手数料も改定されました。

なお、登記手数料の納付は、収入印紙を使用することになりますが、引き続き登記印紙も使用することができます(収入印紙と登記印紙を組み合わせることもできます。)